

議案第 18 号

橋本市介護保険条例の一部を改正する条例について

橋本市介護保険条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 27 年 11 月 30 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市介護保険条例の一部を改正する条例

橋本市介護保険条例(平成 18 年橋本市条例第 151 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(保険料の徴収猶予) 第 9 条 略 2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければなら ない。 (1) 第 1 号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の 氏名、住所及び個人番号 (2) ・ (3) 略 (保険料の減免) 第 10 条 略 2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前 7 日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の 3 月前の月の末日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。 (1) 第 1 号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の 氏名、住所及び個人番号 (2) ・ (3) 略 3 略	(保険料の徴収猶予) 第 9 条 略 2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければなら ない。 (1) 第 1 号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の 氏名及び住所 (2) ・ (3) 略 (保険料の減免) 第 10 条 略 2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前 7 日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の 3 月前の月の末日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。 (1) 第 1 号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の 氏名及び住所 (2) ・ (3) 略 3 略

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日（平成 28 年 1 月 1 日）から施行する。